

○子供・子育て支援部所管施設

	施設名	施設種別	所在地	指定管理者名	指定期間	総合評価	評価内容
1	東京都石神井学園	児童養護施設	練馬区石神井台3-35-23	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	令和2年4月 ～ 令和12年3月	A	<p>当該施設に必要な管理運営業務を適切に遂行している。 被虐待児等に対する支援に高い専門性を発揮し、優れた取組が認められる。 《特に評価すべき点》 ○入所児童中50%以上の児童に授業妨害等の非社会的行為が見られるほか、精神的・発達の問題を抱えるなど支援上の課題を有する児童を多数受け入れており、包括的暴力防止プログラムやスカッタープロット等の支援プログラムを活用しながら、児童相談所や学校、関係機関との連携のもと、専門的支援に取り組んでいる。 ○他の施設での集団生活に不適応となった児童を対象に、生活支援・医療・教育の三部門が一体的にケアを提供する「連携型専門ケア機能モデル事業」を継続実施しており、公的役割を担う施設における先進的な取組として評価できる。 ○自立支援員がスマートフォンにより退園生からの相談に速やかに対応できる体制を取るなど、アフターケアの充実に努めている。 ○地元自治体など関係区と連携し、ショートステイなどの地域子育て支援に取り組み、その充実に努めている。</p>
2	東京都 小山児童学園	児童養護施設	東久留米市野火止2-22-26	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	令和2年4月 ～ 令和12年3月	B	<p>当該施設に必要な管理運営業務は概ね適切に遂行している。 なお、一部、入所児童に対する支援において要改善事項が認められた。 《特に評価すべき点》 ○入所児童のうち約半数が精神的・発達のな問題を抱えるなど、支援上の課題を有する児童を多数受け入れており、公的役割を積極的に果たしている。 ○高校生年齢以上の児童の割合が高く、自立支援やアフターケアに積極的に取り組んでいる。また、児童からの相談事を出しやすくする「子どもたちの相談チャート」の配布や、子どもアンケートの結果をフィードバックするなど、子供の意見を聴く取組を推進している。 ○スマートフォン所持について情報収集や調査等を行い、児童の安定した生活や生活力向上につながるよう十分検討し、ルール等を設けた上で、全ての中学生にスマートフォンを所持させる取組を行った。 《要改善事項等》※対応済 ○職員による児童に対する不適切な対応事案が2件発生した。外部委員を含めた検証・改善委員会を設置し、発生原因の分析や検証を行い、再発防止策を検討するとともに、施設全体で支援力向上に努めている。</p>
3	東京都船形学園	児童養護施設	千葉県館山市船形1377	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	令和3年4月 ～ 令和8年3月	B	<p>当該施設に必要な管理運営業務を適切に遂行している。 《特に評価すべき点》 ○入所児童の70%以上が健康上の問題を抱え、また、30%以上が家族対応に苦慮するケースであるなど、特別な配慮が必要な児童を多く受け入れている。 ○看護師が児童一人一人の健康状態を把握し、週1回来所する嘱託医の診察や専門医の受診につなげており、児童の状況にあわせた医療的支援に取り組んでいる。 ○子供同士の権利侵害をなくすためのリーフレットを活用した取組や、暴力から自分を守るための教育プログラム等により、児童の精神面のケアを含めて、権利擁護に取り組んでいる。</p>
4	東京都八街学園	児童養護施設	千葉県八街市八街に151	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	令和3年4月 ～ 令和8年3月	B	<p>当該施設に必要な管理運営業務を概ね適切に遂行している。 なお、一部、入所児童に対する支援において要改善事項が認められた。 《特に評価すべき点》 ○非社会的な行為が見られたり情緒的な問題を抱えているなど、特別な支援が必要な児童を多く受け入れており、子供の意見を聴くための「スペシャルタイム」の設定や様々なイベントの企画を通じ、児童の自己肯定感の向上を図っている。 ○個別アフターケア支援計画書を作成し、退所児童のアフターケアの充実・強化に取り組んでいる。 《要改善事項等》※対応済 ○職員による児童に対する不適切な対応事案が1件発生した。該当職員に対する継続的な指導を行うとともに、専門職やスーパーバイザーが助言等を行う仕組みを構築し、再発防止に取り組んでいる。</p>

	施設名	施設種別	所在地	指定管理者名	指定期間	総合評価	評価内容
5	東京都勝山学園	児童養護施設	千葉県安房郡鋸南町下佐久間1469	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	令和3年4月 ～ 令和8年3月	B	<p>当該施設に必要な管理運営業務を適切に遂行している。                      ≪特に評価すべき点≫                      ○心理的ケアや医療等の日常的な専門的支援が必要な児童を多く受け入れており、入所前後には、児童が学園を生活の場所として受け入れられるよう支援するとともに、入所時から自立に向けた支援を心掛け、学齢に応じた様々な支援ツールを活用し、自立支援に積極的に取り組んでいる。                      ○児童の卒園前にはオリエンテーションを行うとともに、退所後の生活を見守り、精神的な不調を把握したときには訪問するなど、アフターケアに取り組んでいる。                      ○全児童を対象に実施したアンケート結果をグラフ化した冊子を作成し、児童に結果を公表し、更なる満足度向上に努めている。</p>
6	東京都片瀬学園	児童養護施設	神奈川県藤沢市片瀬4-9-38	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	令和3年4月 ～ 令和8年3月	B	<p>当該施設に必要な管理運営業務を適切に遂行している。                      ≪特に評価すべき点≫                      ○新規受入率が87.5%、被虐待を入所理由とする児童や、非社会的行為・反社会的行為のある児童も多く受け入れており、関係機関と連携するとともに、2人の心理職が役割分担・連携して児童の心理的ケアを行っている。                      ○児童の希望に応じて、退所後も訪問・電話・LINEなどで支援を継続しており、約60名を対象にアフターケアに取り組んでいる。                      ○児童精神科医や外部専門家のスーパーバイズを受ける機会を設け、支援力向上に取り組んでいる。</p>

【問合せ先】  
 (子供・子育て支援部所管施設)  
 福祉局子供・子育て部育成支援課 岡本・長島  
 電話 03-5320-4120・4134(直通) 都庁内線 32-610・657

○障害者施策推進部所管施設

	施設名	施設種別	所在地	指定管理者名	指定期間	総合評価	評価内容
7	東京都 東村山福祉園	福祉型障害児 入所施設	東村山市萩山町 1-35-1	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	平成30年4月 ～ 令和5年3月	B	<p>当該施設に必要な管理運営業務を概ね適切に遂行している。                      重度・最重度の知的障害児に対する支援に、高い専門性を発揮し、様々な点で優れた取組が実施されているが、一部、児童に対する支援において要改善事項が認められた。                      ≪特に評価すべき点≫                      ○民間の施設では対応が困難な強度行動障害のある児童や医療的ケアを必要とする児童を受け入れ、強度行動障害と判定された児童には、行動障害軽減に向けた支援計画を作成し、福祉職と専門職が連携して支援を行っている。                      ○重度・最重度の知的障害を抱える児童の高等部卒業後の円滑な地域等への移行に向け、家族や関係機関との連携など、早い段階から計画的に取り組んでいる。                      ○グループワーク方式の危険予知トレーニングや、児童の所在不明や心肺蘇生等に備えた緊急時想定訓練を24回実施するなど、事故対応能力の向上に取り組み、利用者の安全確保に努めている。                      ≪要改善事項等≫ ※対応済                      ○職員による利用者に対する不適切な対応事案が1件発生した。該当職員に対する指導・研修を行うとともに、施設長による定期的な面談を継続している。また、管理監督者が不適切支援を早期に把握できる仕組みを構築し、施設の全職員に対する研修を実施したほか、コンサルテーションの導入により強度行動障害等の利用者の支援を学ぶ機会を設けた。</p>
8	東京都七生福祉園	福祉型障害児 入所施設 障害者支援施設	日野市程久保843	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	令和3年4月 ～ 令和8年3月	B	<p>当該施設に必要な管理運営業務を概ね適切に遂行している。                      民間施設では受入れが難しい障害児や手厚い支援が必要な利用者等に対する専門性を発揮し、様々な点で優れた取組が実施されているが、一部、児童に対する支援において要改善事項が認められた。                      ≪特に評価すべき点≫                      ○毎月の寮会議の前に児童から要望を聞き、寮会議で検討し、その結果を児童に伝えていく取組を継続して行っている。【障害児施設】                      ○短期入所のリピート利用やレスパイト利用を提案し、家族の負担軽減に努めるほか、家族からの相談に応じ、適切な親子関係の構築を支援している。【障害児施設】                      ○利用者本人の希望を実現させることを目標に支援するとともに、本人の得意なことを中心に取り組んでもらうことで、従来の課題解決中心の支援から個々のストレングスに着目した支援への移行に努めている。【障害者施設】                      ○利用者の高齢化・虚弱化に対応するため、言語聴覚士が食事面の状況把握を行うなど、多職種連携によるきめ細かな支援に取り組んでいる。【障害者施設】                      ≪要改善事項等≫ ※対応済                      ○職員による利用者に対する不適切な対応事案が1件発生した。職員に対し、身体的虐待に該当し得るような身体接触に対する注意喚起を行うとともに、チェックリストによる職員自身の振り返りの実施、管理監督者による巡回、外部ボランティアの積極的導入など、複数の再発防止策の取り組んだ。</p>
9	東京都千葉福祉園	福祉型障害児 入所施設 障害者支援施設	千葉県袖ヶ浦市代 宿8	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	令和3年4月 ～ 令和8年3月	B	<p>当該施設に必要な管理運営業務を概ね適切に遂行している。                      なお、一部、利用者に対する支援において要改善事項が認められたほか、決算審査において、重要物品の過大登載について指摘を受けた。                      ≪特に評価すべき点≫                      ○次世代介護機器やICTを新たに導入し、利用者の安全性の向上、働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組んでいる。                      ○利用者の高齢化を踏まえ、医療職の助言を得ながら個別支援計画を策定している。また、ADLの維持・誤嚥防止等のため、理学療法・言語療法などを受けられる体制を整備している。                      ○利用者の状況に合わせた「楽しみ」を提供できるよう、園芸や音楽など多様な日中活動を用意するとともに、理学療法士が監修したプログラムにより、ADL維持や心身のリラックスに資する活動を行っている。                      ≪要改善事項等≫ ※対応済                      ○職員による利用者に対する不適切な対応事案が2件発生した。職員に対するアンガーマネジメント研修の実施や、高い専門性を必要とする支援に悩む職員が相談できる相談窓口の設置など、再発防止に取り組んでいる。                      ○決算審査において重要物品の過大登載の指摘を受け、物品管理システムの修正を行った。</p>

	施設名	施設種別	所在地	指定管理者名	指定期間	総合評価	評価内容
10	東京都 八王子福祉園	障害者支援施設	八王子市西寺方町 76	社会福祉法人 東京都社会福祉事業団	令和3年4月 ～ 令和8年3月	B	<p>当該施設に必要な管理運営業務を概ね適切に遂行している。 なお、一部、利用者に対する支援において要改善事項が認められたほか、決算審査において、重要物品の登載漏れについて指摘を受けた。 《特に評価すべき点》 ○各利用者の担当看護師制により、適切な医療的ケアを提供している。 ○作業療法士・理学療法士のアドバイスを受けながら、各棟で生活機能維持プログラムを実施している。 ○利用者の高齢化・虚弱化を踏まえ、栄養士が利用者として話し合っ各自に合った食事形態を定めるとともに、ペー ストバイキングや選択食、利用者の嗜好に合わせた献立など、安全で楽しい食事の提供に取り組んでいる。 《要改善事項等》 ※対応済 ○職員による利用者に対する不適切な対応事案が2件発生した。虐待防止・権利擁護の研修を見直して職員の 人権意識の向上を図るとともに、管理監督者の指導力発揮による障害特性を踏まえた支援力の向上に取り組んで いる。また、支援に悩む職員向けの相談窓口に拡充や横断的に職員同士が話し合う機会を確保するなど、組織的 な取組も行った。 ○決算審査においての重要物品の登載漏れの指摘を受け、物品管理システムの修正を行った。</p>
11	東京都清瀬喜望園	障害者支援施設	清瀬市竹丘3-1- 72	社会福祉法人まりも会	令和4年4月 ～ 令和6年3月	A	<p>当該施設に必要な管理運営業務を適切に遂行している。 人工呼吸器の使用や酸素吸入を必要とする内部障害者や知的障害者に対する支援に高い専門性を発揮し、 様々な点で優れた取組が認められる。 なお、指導検査において、「身体拘束適正化に関する指針」等の未整備について指摘を受けた。 《特に評価すべき点》 ○診療所を併設しており、サービス利用時には医師による面接を実施するなど、多職種連携により、医療的ケアを 必要とする利用者の個別の状況に対応した支援を行っている。 ○オンブズパーソンの来所(月1回)や利用者調査、給食懇談会の開催など、様々な手法で利用者や家族の意見 や希望を聴き、ボウリングやポッチャ等を取り入れ室内で運動する機会を増やすなど利用者の意向を反映させた。 また、提供する食事について高い評価を得た。 ○令和4年度当初に他法人から指定管理を引き継ぎ、ホームページやリーフレット等の広報資料のリニューアルを 行うとともに、地域において民間移譲後の将来像を含めて施設のPRを行った。 ○他法人からの円滑な引継ぎを果たすとともに、民間移譲を見据えた様々な取組を積極的に進めていることは、 高く評価できる。 《要改善事項等》 ※対応済 ○本施設においては、身体拘束の実施を想定していなかったために「身体拘束適正化に関する指針」等の規程を 整備していなかったが、全て整備した。</p>
12	東京都立 東大和療育セン ター (分園よつぎ療育 園)	医療型障害児 入所施設 療養介護事業所	東大和市桜が丘3 -44-10 (分園よつぎ療育 園) 葛飾区東四つ木4 -44-1-101	社会福祉法人 全国重症心身障害児 (者)を守る会	平成28年4月 ～ 令和8年3月	B	<p>当該施設に必要な管理運営業務を概ね適切に遂行している。 なお、個人情報の取扱い及びワクチンの保管方法について、要改善事項が認められた。 《特に評価すべき点》 ○利用者の状態変化に合わせてきめ細かく個別支援計画を見直すとともに、利用者毎に看護師と支援員がケア を組み、継続して看護療育を提供する「継続受け持ち形式」の導入や、利用者の加齢に伴う医療ニーズを踏まえ た専門医療機関との連携など、利用者の状況に応じて適切な支援を行っている。 ○通所の時間延長療育の試行や、創意工夫した日中活動の提供、また、短期入所中にも日中活動の利用を可能 とするなど、サービスの充実に取り組んでいる。 《要改善事項等》 ※対応済 ○手続きを行わずに個人情報を持ち出す事故が発生した。これに対し、再発防止策としてルールの周知徹底と職 員研修を実施した。 ○誤った方法で保管していたワクチンを接種する事故が発生した。これに対し、マニュアル及びチェック表を整備 するとともに、危機管理委員会を定期的に開催し、インシデントに即応できる体制を構築した。</p>

13	東京都立 東部療育センター	医療型障害児 入所施設 療養介護事業所	江東区新砂3-3- 25	社会福祉法人 全国重症心身障害児 (者)を守る会	令和2年4月 ～ 令和12年3月	<p>B</p> <p>当該施設に必要な管理運営業務を適切に遂行している。                  ≪特に評価すべき点≫                  ○入所者の約8割が医療的ニーズの高い超重症・準超重症児(者)であり、平均約38%もの人工呼吸器が稼働するなど、医療安全や健康管理に重点を置いた安全・安心の医療・療育サービスの充実に努め、公的役割を果たしている。                  ○施設のリスクマネジメントについて、専従のリスクマネージャー及び各部署に担当を配置するなど、重層的な体制を整えている。また、感染予防対策や災害対応マニュアルの毎年度の更新に加え、備蓄薬剤・食料の配置見直しなど、計画的に取り組んでいる。                  ○多職種の専門的な視点を踏まえて個別支援計画を作成するとともに、利用者の特性に応じて手話や指文字など多様なコミュニケーション方法を用いるなど、その人らしい暮らしのサポートを工夫して実施している。</p>
----	------------------	---------------------------	-----------------	--------------------------------	------------------------	--

**【問合せ先】**  
 (障害者施策推進部所管施設 (東京都立東大和療育センター・東京都立東部療育センターを除く))  
 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課 村瀬・土屋・榎本  
 電話：03-5320-4154・4157 (直通) 都庁内線：33-280・295  
 (障害者施策推進部所管施設 (東京都立東大和療育センター・東京都立東部療育センター))  
 福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課 菱田・早水  
 電話：03-5320-4186・4376 (直通) 都庁内線：33-290・131

